

水質汚濁防止法 地下浸透未然防止基準適用チェックシート

※新設(平成24年6月1日以降設置)の場合、適用基準は「A」です

施設名称		設置年月日	
その他			

施設の範囲の特定	<input type="checkbox"/> 特定済 <input type="checkbox"/> 未特定の部分あり	※機器、床面、配管、排水溝等
----------	--	----------------

確認項目	構造基準	チェック	適用基準	点検基準	規則条項	備考		
①施設本体	※地下貯蔵施設については、⑥の基準が適用	/	A B 共通	【目視】ひび割れ、亀裂、損傷その他の異常、漏えいの有無 ※漏えいの有無について、施設下部に目視可能な空間がない場合は、その他適切な方法で点検すること	年に1回以上	点検 §9の2の2-1-(3)		
(1)施設の床面の下部における容易に点検可能な空間の有無 (2階に施設がある場合等)	★該当する部分については、(2)から(4)の構造基準は適用されない (点検基準は適用)	<input type="checkbox"/> あり(全部該当) <input type="checkbox"/> あり(一部該当) <input type="checkbox"/> なし	A B 共通	【目視】床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	月に1回以上	構造 §8但し書き 点検 §9の2の2-1-(2)		
(2)床面	構造	床面は、コンクリート、タイルその他の不透透材料による構造とすること	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> タイル張り <input type="checkbox"/> その他の不透透材料 (金属、FRP等) <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適	【目視】ひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	【A基準】 年に1回以上 ※「同等以上の措置」の場合は適切な頻度		
	被覆	床面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透透性を有する材質で被覆が施されていること	<input type="checkbox"/> 必要なし <input type="checkbox"/> 樹脂塗装による被覆 <input type="checkbox"/> 金属板による被覆 <input type="checkbox"/> その他の被覆 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適				
	(3)防液堤等	有害物質を含む水の流出を防止することのできる防液堤等を設置すること	<input type="checkbox"/> 防液堤 <input type="checkbox"/> 流出防止溝 <input type="checkbox"/> たためす <input type="checkbox"/> ステンレス製の受皿 <input type="checkbox"/> 同等以上の装置 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適			【目視】ひび割れその他の異常の有無	【A基準】 年に1回以上 ※「同等以上の措置」の場合は適切な頻度
		防液堤等は、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保すること	適 不適					
(4)施設本体の下部以外の床面及び防液堤等	目視施設 点検本 可体直 能直 な空 間に	□あり	施設本体の下部の床面が(2)の基準に適合しない土間等の場合	適	【B基準】 【目視】床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無：年に1回以上	【B基準】 【目視】施設本体のひび割れ、亀裂、損傷、その他異常、漏えいの有無：月に1回以上		
		□なし	施設本体の下部の床面以外の床面及び周囲は(2)及び(3)の基準に適合すること	不適				
	目視施設 点検本 可体直 能直 な空 間に	□あり	※床面については、半地下式の場合は壁面を含む	適 不適			【B基準】 【目視】床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無：年に1回以上	
		□なし	施設本体からの漏えい検知設備等を設置すること又はこれと同等以上の措置を講ずること	<input type="checkbox"/> 漏えい検知設備等 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置				適 不適

確認項目		構造基準	チェック		適用基準	点検基準	規則条項	備考	
③付帯する配管等（地上配管等）	目視不可能の場合	(1)強度	漏えいを防止できる強度を有すること		適 不適	【目視】亀裂、損傷、漏えい等の有無 ※B基準が適用される「容易に目視できない場合」についても工夫して目視等により点検を行なうこと	【A基準】 構造 § 8の4 点検 § 9の2の2-1-(4) 【B基準】 年に1回以上 6月に1回以上		
		(2)耐薬品性	容易に劣化するおそれがないものであること		適 不適				
		(3)耐腐食性	配管等の外面は、腐食を防止する方法で保護すること		<input type="checkbox"/> 防錆塗装 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 設置条件下で腐食のおそれなし				適 不適
	(4)目視点検可能な配置構造	漏えいが目視で容易にわかるように床面から離して設置されていること		<input type="checkbox"/> 全て容易に目視点検可能 <input type="checkbox"/> 容易に目視点検できない箇所あり※設備の裏面にある場合等	A B				
④付帯する配管等（地下配管等）	(1)トレンチ内設置の場合	a.トレンチ材料	トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料によること		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> タイル張り <input type="checkbox"/> その他の不浸透材料(金属、FRP等) <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適	【目視】 ・配管等の亀裂、損傷その他の異常、漏えいの有無 ・トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	【A基準】 構造 § 8の4 点検 § 9の2の2-1-(5) ※「同等以上の措置」の場合は適切な頻度 【B基準】 年に1回以上 6月に1回以上	【A基準】 構造 § 8の4 点検 § 9の2の2-1-(5) 【B基準】 構造 附則 § 4-1-(2) 点検 附則 § 4-2-(2)
		b.被覆	床面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること		<input type="checkbox"/> 必要なし <input type="checkbox"/> 樹脂塗装による被覆 <input type="checkbox"/> 金属板による被覆 <input type="checkbox"/> その他の被覆 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適			
④付帯する配管等（地下配管等）	(2)地下埋設の場合	a.強度	漏えいの防止に必要な強度を有すること		<input type="checkbox"/> 適切な強度 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適	【A基準】 【検査】配管等からの漏えい等の有無 ①気密試験又は湛水試験：年に1回以上※ (※)次のア、イのいずれか、かつウに該当する場合は、3年に1回以上 ア：「d.漏えい検知設備等」の構造基準に該当している場合 イ：危険物の規制に関する規則に規定する地下埋設配管であって消防法に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合 ウ：漏えい等の点検を月に1回(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、3月に1回)以上行う場合	【A基準】 構造 § 8の4 点検 § 9の2の2-1-(6)	
		b.耐薬品性	容易に劣化するおそれがないものであること		<input type="checkbox"/> 適切な材質等 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適			
		c.耐腐食性	配管等の外面は、腐食を防止する方法で保護すること		<input type="checkbox"/> 防錆塗装 <input type="checkbox"/> 外面コーティング <input type="checkbox"/> 電気防食 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置 <input type="checkbox"/> 設置条件下で腐食のおそれなし	適 不適			
		d.漏えい検知設備等	配管等からの漏えいの検知設備、流量変動計測設備を適切に配置することその他の漏えい等を確認できる措置が講じられていること		<input type="checkbox"/> 漏えい検知設備 <input type="checkbox"/> 流量変動計測設備 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適			

確認項目		構造基準	チェック	適用基準	点検基準	規則条項	備考
⑤排水溝等	(1)強度	地下への浸透を防止できる強度を有すること	<input type="checkbox"/> 適切な強度 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適	A (いずれにも適合すること)	【A基準】 【目視】排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無：年に1回以上※ (※)次のアかつイに該当する場合は、3年に1回以上 ア：「d.地下浸透検知設備等」の構造基準に該当している場合 イ：地下浸透の点検を月に1回(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、3月に1回)以上行う場合	【A基準】 構造 §8の5 点検 §9の2の2-1-(7) 【B基準】 構造 附則 §5-1 点検 附則 §5-2
	(2)耐薬品性	容易に劣化するおそれがないこと	<input type="checkbox"/> 適切な材質等 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適			
	(3)被覆	有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐性(耐薬品性)及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること	<input type="checkbox"/> 必要なし <input type="checkbox"/> 樹脂塗装による被覆 <input type="checkbox"/> その他の被覆 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適	B Aは任意設置	【B基準】 【目視】排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無：6月に1回以上 【検査】排水溝等からの漏えい等の有無 ①漏えい検知設備による点検：月に1回以上(有害物質の濃度の測定による点検の場合は、3月に1回以上) 【同等以上の措置に場合の点検】 措置に応じた適切な事項及び回数	
	(4)地下浸透検知設備等	排水溝等からの地下浸透の検知設備、流量変動計測設備を適切に配置することその他の地下浸透を確認できる措置が講じられていること	<input type="checkbox"/> 地下浸透検知設備 <input type="checkbox"/> 流量変動計測設備 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適			
⑥地下貯蔵施設	(1)本体構造	貯蔵施設本体は、タンク室内に設置する構造、二重殻構造又はその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質とすること	<input type="checkbox"/> タンク室内設置 <input type="checkbox"/> 二重殻構造 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適	A (いずれにも適合すること)	【A基準】 【検査】地下貯蔵施設からの漏えい等の有無 気密試験又は湛水試験：年に1回以上※ (※)次のア、イのいずれか、かつウに該当する場合は、3年に1回以上 ア：「(4).漏えい検知設備等」の構造基準に該当している場合 イ：危険物の規制に関する規則に規定する地下貯蔵タンク又は二重殻であって消防法に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合 ウ：漏えい等の点検を月に1回(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、3月に1回)以上行う場合	【A基準】 構造 §8の6 点検 §9の2の2-1-(8) 【B基準】 構造 附則 §6-1 点検 附則 §6-2
	(2)腐食防止	貯蔵施設本体の外表面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること(ただし、設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない)	<input type="checkbox"/> 電気防食 <input type="checkbox"/> 防錆塗装 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適			
	(3)液面計等	貯蔵する液体の量を確認するための設備の設置その他の措置を講ずること	<input type="checkbox"/> 液面計 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適	B (3)かつ(4) Aは任意設置	【同等以上の措置の場合の点検】 措置に応じた適切な事項及び回数 【B基準】 【漏えい検知設備等ありの場合】 【検査】漏えい検知設備による点検：月に1回以上(有害物質の濃度測定による方法の場合は3月に1回以上) 【内部コーティングの場合】 気密試験又は湛水試験：年に1回以上※	
	(4)漏えい検知設備等	施設からの漏えいの検知設備、流量(貯蔵量)変動計測設備、その他の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	<input type="checkbox"/> 漏えい検知設備 <input type="checkbox"/> 流量(貯蔵量)変動計測設備 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 同等以上の措置	適 不適			
	又は	(5)内部コーティング	有害物質を含む水の漏えい等を防止することを目的として、貯蔵施設の内部にコーティングを行うこと	適 不適	B (3)かつ(5)	【同等以上の措置の場合の点検】 措置に応じた適切な事項及び回数	

確認項目	基準	チェック	適用基準	点検基準	規則条項	備考
⑦ 使用 の 方 法	(1)管理要領の策定	(2)から(4)に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数 を定めた管理要領が明確に定められていること	適	【A、B基準共通】 使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、流出、地下への浸透の有無 1年に1回以上(頻度は管理要領で規定する)	【A、B共通】 使用の方法 管理要領 §8の7 点検 §9の2の2 -2	
		不適				
	(2)飛散・流出・地下浸透の防止	有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うこと。	適			
		不適				
	(3)施設の適正な運転	有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の適正な運転を行うこと。	適			
		不適				
	(4)漏えい時の対応	有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないよう適切に処理すること。	適			
		不適				
(1)定期点検の実施	定期点検が適切に行われているか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		補修等 §9の2の2 -3 記録・保存 §9の2の3 点検要領 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル (第1.1版) 4.1(4) 4 p.42		
(2)定期点検の記録	定期点検を行なったときは、定められた事項を記録し、3年間以上保管すること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適				
(3)補修等	定期点検により施設の異常又は漏えい等が確認された場合、直ちに補修等の必要な措置が講じられているか	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 該当なし				
(4)定期点検以外で異常等が判明した場合の記録	定期点検以外で施設の異常又は漏えい等が確認された場合は、定められた事項を記録し、3年間以上保管すること	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 該当なし				
(参考) 点検要領の作成		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
(参考) 日常点検の実施		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				

	構造等に関する基準の対象	用語説明
①	施設本体(地下構造に関するものを除く)	施設本体は、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の施設本体を指し、それらに付帯する配管等、排水溝等は含まない。
②	床面及び周囲	床面及び周囲とは、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所の床面であって、当該施設の下部に加え、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散や漏えいした際に地上部に影響が及ぶことが想定される範囲である。なお、地上部に設置される配管等について、施設本体に設置されるバルブ類、配管の継手類やフランジ類等の特に漏えいのおそれの大きい機器類の下部の床面についても、施設の周囲にある床面に含める必要がある。
③	付帯する配管等(地上配管等)	配管等とは、施設に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となる。
④	付帯する配管等(地下配管)	配管等とは、施設に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となる。人がトレンチ内に入ることができるような幅広い溝状の構造など、配管等からの漏えいが目視で容易に確認できる構造の場合は、地上配管と同等とみなすことが適当であり、そのような場合には地上設置の場合の基準等が適用される。
⑤	排水溝等	排水溝等とは、有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水系統の設備をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び点検の対象となる。なお、有害物質を含む水の処理を目的とした排水処理施設に流入する排水溝等は構造等に関する基準の適用対象となるが、様々な施設の排水をまとめた総合排水溝に流入する有害物質を含まない水を排水する排水溝等は対象とならない。
⑥	地下貯蔵施設	地下貯蔵施設とは、地下に設置されている有害物質貯蔵指定施設のことであり、地下貯蔵施設本体に加えて、付帯する配管等のうち有害物質を含む水の流れる部分が、構造等に関する基準及び定期点検の対象である。なお、設置されている人の容易に立ち入ることができる場合など、貯蔵施設からの漏えいが目視で容易に確認できる場合には、地上の貯蔵施設と同等とみなすことが適当であり、そのような場合には構造等に関する基準は設定されておらず、破損、漏えいの点検のみが適用される。また、地下貯蔵施設本体に接続する配管等は、地上配管等又は地下配管等の基準及び点検方法に準ずる。